

# 令和3年度 新型コロナウイルス感染症並びに新興感染 症対策関連要望書

今般の新型コロナウイルス感染症対策における課題を踏まえ、今後、発生する可能性がある新興感染症の検査体制等について要望致します。

人類が経験したことのない未知のウイルスによる感染症については、臨床検査の専門家、職能団体として、常日頃の検査体制整備、維持が必要と考えていますので、何卒、ご配慮いただけますようお願い致します。

## ●新型コロナウイルス感染症並びに新興感染症対策関連の要望事項

- ・病原体核酸検査(PCRなど)実施体制の拡充・維持の要望・・・・・・・・・・ P2
- ・大規模感染症発生時の検査体制見直しについて・・・・・・・・・・ P3
- ・感染症対策を担う行政部門への臨床検査技師の配置の要望・・・・・・・・ P4
- ・臨床検査技師の就業者数把握のための関係法令の改正・・・・・・・・・・ P5

# 新興感染症に対する体制整備の要望-1

## 病原体核酸検査（PCRなど）実施体制の拡充・維持の要望

### 【現状・課題】

- ✓ 2020年1月に発生したCOVID-19は、日本国内のみならず、全世界で大流行している。
- ✓ 新興感染症における病原体核酸検査の多くは、国立感染症研究所や地方衛生研究所、保健所等が中心となり行政検査として行われ、**国内の感染制御に極めて重要な役割を担っているが、必要とする検査に対する体制整備の遅れが指摘された。**
- ✓ オリンピック・パラリンピックに代表されるグローバル社会に対応するための対策強化（水際対策）が急務である。



### 【対策案】

病原体核酸検査の検査体制が行政機関、医療機関、民間検査所において、拡充が進められているが、第2波・3波に向けて更なる拡充が必要である。

**検査実施施設、検査設備の充実及び検査要員（臨床検査技師）の増員**  
拡充された検査体制を平時において、体制維持するための施策が必要である。



COVID-19、強毒型（H5N1）インフルエンザ、さらに新興感染症等への対応も見据えて、病原体核酸検査の実施体制の拡充、維持が重要であり、感染症の蔓延を食い止めることが可能となる。

### 大規模感染症発生時の検査体制見直しについて

#### 【現状と課題】

- ✓ 今回発生したCOVID-19の大規模感染症流行に対して、既存の行政検査の枠組みで行われたが、PCR検査の実施が進まないなど課題が挙げられている。
- ✓ 行政検査は、大規模感染症流行時の対応を想定されておらず、煩雑な手続きや地衛研・保健所の業務過多により、実施検査数は伸び悩んだ。
- ✓ PCR検査等は保険適用となり、都道府県が指定した医療機関や民間検査会社でのPCR検査実施体制が構築され、国内におけるPCR検査の1日あたりの最大能力も33,229件※1になった。 ※1：7月24日現在（厚生労働省HPより）
- ✓ 医師が検査を必要と判断した時に、すぐに検査が実施できる体制整備が喫緊の課題である。

#### 【対策案】

感染症発生時は感染症法等に基づき行政検査を中心に進められるが、行政検査の運用方法や手続き方法等の見直し、指定した医療機関や民間検査機関（衛生検査所）が新興感染症発生当初から検査実施体制を確保するための仕組み（必要な支援も含む）

今回の教訓を踏まえて、大規模感染症流行時に柔軟かつ迅速な行政検査体制整備が必要である。

迅速な検査体制構築は、国民の生命及び健康を守る上で重要である。

# 新興感染症に対する体制整備の要望-3

## 感染症対策を担う行政部門への臨床検査技師の配置の要望

### 【現状・課題】

- ✓ COVID-19の拡大と長期化により感染症対策を担う厚労省、都道府県及び保健所設置市、特別区衛生主幹部局の業務が拡大し業務量過多が指摘された、過労死ラインとされる月100時間を上回る例が多数発生しており、業務負担の軽減は喫緊の課題である。

### 新型コロナウイルスに関する都道府県、保健所等の業務の例（実際の検査業務を除く）

- ・ 感染対策の立案・実施 ・ 陽性患者の病院搬送 ・ 医療提供体制の確保の調整 ・ 市民からの電話相談
  - ・ 感染疑いがある人の経過観察
  - ・ 感染情報の整理、分析、および提供 ・ 感染防止の広報 ・ 啓発活動 ・ 行政検査実施の調整 ・ 検体採取
  - ・ 検査結果の管理 ・ 感染経路の調査 ・ 濃厚接触者の調査 等
- ✓ 感染症対策の遅れは感染の蔓延に繋がるため、感染症対策を担う行政部門には常に即応性が求められている。



### 【対策案】

- ✓ 感染症対策の確実な実行のために、それらを担う行政部門への**人員配置の拡充が必須**
- ✓ 担う業務内容より、感染症に対する専門的な知識を有した職種を配置することで、的確な感染症対策につながり、その**専門医療職種として臨床検査技師は適材**である。



感染症対策を担う各行政部門への臨床検査技師の配置強化により、国内の感染症対策の充実につながる。

# 新興感染症に対する体制整備の要望-4

## 臨床検査技師の就業者数把握のための関係法令の改正

### 【現状と課題】

- ✓ 今般のCOVID-19感染拡大により、PCR検査業務や検体採取に対応できる**臨床検査技師の重要性**が増してきている。
- ✓ ただ全国に**臨床検査技師**がどの程度存在し、業務に従事しているか**把握できていない**。
  - 免許取得者数 → 免許取得者累計のため、現在勤務している実態を反映していない。
  - 医療施設静態調査 → 常勤換算従事者数のため、実人員を反映していない。
- ✓ 臨床検査技師は、医療機関のみならず**保健所、検疫所、衛生検査所や教育機関等**にも勤務しており、現状では**実人員を把握することは困難**である。
- ✓ 医師・歯科医師・薬剤師は免許取得者※1、看護師等・歯科衛生士・歯科技工士は就業者について、2年に一度届出義務が法律に規定※2されているが、**臨床検査技師にはこの定めはない**。 ※1医師・歯科医師・薬剤師統計により実態を把握 ※2衛生行政報告例により実態を把握

(参考) 他職種の届出義務の根拠規定  
(保健師助産師看護師法第33条)

第三十三条 業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。



### 【対策案】

- ✓ 看護師等・歯科衛生士・歯科技工士と同様に、隔年で**就業者の把握**を行う。
- ✓ **衛生行政報告例により実態を把握できるように**届出義務の根拠規定を臨床検査技師等に関する**法律に規定**する。

**臨床検査技師の実数把握は、有事における早期の検査体制の把握に資するだけでなく、平時を含む衛生行政の実態把握や基礎資料として医療提供体制の構築に活用できる。**